

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 146

〔共通〕 問1 工事中の防火管理制度（ここでは工事中の防火対象物に消防法第8条に基づき防火管理者を定める制度をいう）にかかる次の文のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、設問に係る建築物又は旅客船は、いずれも収容人員が50人以上であるものとする。

- (1) 地階を除く階数が11で、かつ、延べ面積が10,000㎡である増築又は改築の工事中の建築物は、工事中の防火管理制度の対象にならない。
- (2) 地階がなく階数が10で、かつ、延べ面積が50,000㎡である新築の工事中の建築物は、外壁及び床又は屋根を有する部分の面積が40,000㎡の段階では、工事中の防火管理制度の対象にならない。
- (3) 地階の床面積の合計が5,000㎡である建築物は、電気工事等の工事中でない場合、工事中の防火管理制度の対象にならない。
- (4) 進水後にぎ装中である建造中の旅客船のうち、甲板数が11のものは、工事中の防火管理制度の対象にならない。

〔消防用設備等〕 問1 次の規定のうち、消防法令上、特定一階段等防火対象物について特に規制が厳しくなっているとは言えないものを1つ選べ。

- (1) 防火管理者を定めなければならない防火対象物（消防法施行令（以下「令」）第1条の2第3項）
- (2) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物（令第4条の2の2）
- (3) 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物（令第35条第1項）
- (4) 消防用設備等について消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない防火対象物（令第36条第2項）

〔消防用設備等〕 問2 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の判定に係る「基準面積」に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分（以下本問では「防火措置部分」という。）の用途は、手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室又はレントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、若しくは廃棄する室に限られる。
- (2) 防火措置部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の2分の1を超える場合、基準面積算定上は、当該部分が存する防火対象物の延べ面積の2分の1をもって当該部分の床面積の最大値とする。
- (3) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖す

るものに限る。）を設けた部分は、防火措置部分に該当する。

- (4) 準不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、開口部に準不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分（直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。）の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するものは、防火措置部分に該当する。

〔防火査察〕 問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条に基づく資料提出命令は、何らかの理由により既に作成されている資料等の提出を求めるものであるが、命令を発動した際に標識の設置等の公示をする義務はない。
- (2) 法第5条の2第1項に基づき発動した消防長名の使用停止命令の異議申し立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して3か月間に消防長に対し行う必要がある。
- (3) 過料については、行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金で、非訴事件手続法の適用を受けるとになり、消防機関から過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所に対して通知する必要がある。
- (4) 警告は行政指導としての事実行為であるので警告の主体に特段の定めはないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防長又は消防署長で行うのが適当である。

〔防火査察〕 問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条第1項に基づく防火対象物の改修命令等の要件の1つである「火災の予防上必要があると認める場合」とは、法第4条のように抽象的な火災危険性の存在では足りず、個別的、具体的な火災危険性が存在する場合であることが必要である。
- (2) 法第3条第4項は、法第3条第1項の命令が発生されたにもかかわらずこれらが履行されない場合等における行政代執行の要件を緩和する行政代執行法の特則を定めたものである。
- (3) 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため違反現場に出向し、直接違反の状態等を現認し調査することをいい、通常、管理監督の立場にある見分者1人で実施する必要がある。
- (4) 法に基づく命令を発動する際には、原則として、行政手続法等の適用を受けるので、聴聞又は弁明の機会の付与等の手続を経た後に命令を発動する必要がある。

〔危険物〕 問1 次のa～dについて、指定数量の倍数の順に並べた組み合わせで正しいものはどれか。

〔救助〕

- 問1 答 ① 省令別表第1
 ② 省令別表第1及び別表第2
 ③ 省令別表第1から別表第3
 ④ 省令別表第1から別表第3
 ⑤ 省令別表第1

解説 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令参照。

〔石油コンビナート〕

- 問1 答 (4)

解説 石油コンビナート等災害防止法第2条6号参照。

〔無線法規〕

- 問1 答 (2)

解説 電波法第14条参照。

〔国民保護〕

- 問1 答 (B)

- 解説 (1) 誤り。国民保護法第94条第1項参照。市町村長は、政令で定めるところにより、安否情報を取集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。
 (2) 正しい。国民保護法第94条第2項参照。
 (3) 正しい。国民保護法施行令第23条第1項、第24条第1項参照。
 (4) 誤り。国民保護法第95条参照。個人の情報の保護に十分留意しなければならない。
 (5) 正しい。国民保護法第96条第1項参照。

〔警防〕

- 問1 答 (4)

解説 ストレート注水により排煙・排熱する場合は、天井面に注水し、左右に移動しながら順次手前から先方、先方から手前へと繰り返し実施する。

消防司令問題

〔消防法規〕

- 問1 答 (3)

- 解説 (1) 認可も該当するため、誤り。
 (2) 申請者ではないため、誤り。
 (3) 正しい。
 (4) 含まれるため、誤り。
 (5) 消防署長も同意権者であるため、誤り。

〔人事管理〕

- 問1 答 (5)

- 解説 (1) 減額後の金額が支給すべき全額であるため、誤り。
 (2) 下回ってはならないため、誤り。

- (3) 抵触しないため、誤り。
 (4) 基準は規則で規定するため、誤り。
 (5) 正しい。

〔地方自治制度〕

- 問1 答 (4)

- 解説 (1) 国庫支出金は該当しないため、誤り。
 (2) 暫定予算の説明であるため、誤り。
 (3) 単一予算主義の原則の例外であるため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 繰越明許費は、会計年度独立の原則の例外であるため、誤り。

〔警防〕

- 問1 答 (3)

解説 避難者の確認は、病院側の責任者に入院患者及び外来患者等を確実に確認させる。

〔救急〕

- 問1 答 (1)

解説 改訂第5版救急隊員標準テキストP.227、現場(応急)救護所に記載。(1)は、改訂第5版救急隊員標準テキストP.226、現場指揮本部の設置条件を参照。

- 問2 答 (1)

解説 「救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準(平成29年2月8日消防庁告示第2号)」、「第5条(観察等)」、「(二)意識の状態」の観察方法を参照。

〔防災〕

- 問1 答 (2)

- 解説 火災・災害等即報要領 第2 即報基準参照。
 (1) 正しい。救急・救助事故速報のとおり。
 (2) 誤り。50人以上ではなく15人以上の救急事故と示されている。
 (3) 正しい。救急・救助事故速報のとおり。
 (4) 正しい。救急・救助事故速報のとおり。
 (5) 正しい。救急・救助事故速報のとおり。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

- 問1 答 (4)

解説 工事中の防火管理制度は、長崎市で建造中だった豪華客船ダイヤモンド・プリンセス号の火災を契機として行われた平成16年2月の消防法施行令の改正で設けられた。この火災は、平成14年10月、14階建て100,000㎡以上の建物に相当する建造中の客船の船室から出火し、焼損面積50,000㎡超、鎮火までに19時間を要したもので、中で働いていた1,000人近くの作業員が全員避難できたため死者はなかったが、船の下層部分は建築物の地階にも似た何層にも折り重なる巨大

な無窓空間で、消防活動は困難を極め、当時社会的に大きな問題となった。

この火災を契機に、11以上の甲板を有する建造中の旅客船に防火管理規制が課されたが（消防法施行令第1条の2第3項3号）、同じような危険性があるものとして、大規模な地階のほか、高層建築物（同条第3項第2号イ）や大規模建築物（同号ロ）も同様に工事中の防火管理制度の対象になった。

- (1) 正しい。消防法施行令第1条の2第3項第2号参照。新築の工事中のものだけが対象となる。
- (2) 正しい。消防法施行令第1条の2第3項第2号ロ、消防法施行規則第1条の2第1項参照。工事中の防火管理制度の対象になるのは、工事が進んで外壁及び床又は屋根を有する部分が所定の規模に達してからとなる。
- (3) 正しい。消防法施行令第1条の2第3項第2号ハ、消防法施行規則第1条の2第1項参照。工事中の防火管理制度の対象になるのは、電気工事等の工事中のものに限られている。
- (4) 間違い。消防法施行令第1条の2第3項第3号、消防法施行規則第1条の2第2項により、工事中の防火管理制度の対象になる。

【消防用設備等】

問1 答 (1)

解説 「特定一階段等防火対象物」の概念は、平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町の雑居ビルの火災（死者44人）を契機として行われた平成14年8月の消防法施行令の改正で初めてできたもので、避難上有効な階段が一つしかない場合の火災危険性に着目し、消防用設備等（自動火災報知設備、避難設備）の設置基準を強化するとともに、防火対象物点検制度（法第8条の2の2）、消防用設備等の設置時検査制度（法第17条の3の2）、消防用設備等の点検報告制度（法第17条の3の3）については、延べ面積にかかわらず小規模なものでも対象とするなど厳しい規制強化が行われたが、防火管理制度（法第8条）は規制強化の対象とはならなかった。なお、「特定一階段等防火対象物」の用語と定義は、平成15年6月の規則第23条の改正の際に定められた（同条4項7号へ）。

問2 答 (4)

解説 基準面積とは、規則12条の2第1項1号で「令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。」とされている。「令第12条第2項第3号の2」は特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又はその部分を規定する条文で、当該床面積は「防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積」とされている。この総務省令で定める部分は、規則第13条の5の2（防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分）で示されており、その要件

は、①用途（同条第1号）、②構造（同条第2号）及び③階と床面積の組み合わせ（同条第3号）から成っている。

- (1) 正しい。規則第13条の5の2第1号（上記①）で規則第13条3項7号又は8号に掲げる部分参照。
- (2) 正しい。規則第13条の5の2参照。
- (3) 正しい。規則第13条の5の2第2号イ（上記②）参照。
- (4) 間違い。規則第13条の5の2第2号ロ（上記②）参照。準不燃材料でなく不燃材料が求められている。

【防火査察】

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法第4条及び立入検査マニュアルにより適当。
- (2) 行政不服審査法の全部改正により異議申し立てはなくなり、消防法第5条の4により30日間に市町村長に審査請求する必要があるため、不適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法第5条及び違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 消防法第3条及び違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 通常、実況見分は見分者及び補助者の複数で実施するので、不適当。
- (4) 行政手続法等及び違反処理マニュアルにより適当。

【危険物】

問1 答 (4)

解説 指定数量は、エチルアルコール400L、ナトリウム10kg、ベンゼン200L、硝酸300kgであるから、指定数量の倍数は、それぞれa 0.5、b 1.5、c 0.6、d 2.0である（危険物の規制に関する政令別表第3参照）。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 正しい。危険物の規制に関する政令第27条第2項第1号参照。
- (2) 正しい。危険物の規制に関する政令第27条第4項第1号参照。
- (3) 誤り。専用タンクに危険物を注入するときは、当該タンクに接続する固定給油設備等の使用を中止する必要がある。危険物の規制に関する政令第27条第6項第1号へ参照。
- (4) 正しい。危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号へ参照。